

# 府政報告 2011 年度決算特別委員会

日本共産党京都府会議員団

総務部書面審査 2012 年 10 月 24 日 (大要)

10 月 24 日に総務部書面審査がおこなわれ、日本共産党の迫祐仁、原田完両議員が質問をしました。

## 原田委員の質問と答弁

### 府税収入の落ち込みについて

【原田委員】京都府の府税収入問題で暦年の府税収入を見ると 19 年 336.161 百万円、平成 20 年 330.940 百万円、平成 23 年 239.071 百万円となっている、個別税目の税収をみると、個人府民税が前年比では 98%、5 年前比 92%、法人事業税前年比は 104%だが 5 年前比 72%となっており、個人事業税は前年比 99%で 5 年前比 77%、法人事業税は前年比 102%で 5 年前比では、地方法人特別税でみると 39%で、特別税概算 330 億円を算入での比較では 68%となっている。法人 2 税合計で見ると前年比では 103%だが、5 年前との比較では 44%、特別税を見做して 69%と大きく減少しており、府税収入減の大きな要因となっているが、この原因としてリーマンショック以後の景気の落ち込み、あるいは円高の影響があると思うが、府として大きな減収の原因は何と考えているのか。さらに同時に個人所得の落ち込みが消費の落ち込みとなり、さらに政治の不安定や雇用の不安定、社会保障の後退等、地域経まさに消費の落ち込みから将来不安がともなって地域経済の影響が府税収入にも影響があるのではないかと思うが、どのようにみているのか。

【中野総務部長】府税の 5 年間は指摘の通り、法人 2 税、府民税の落ち込み大きい。その要因としてご指摘のとおり。リーマンショックを契機に社会的な景気の後退、あるいは円高による輸出産業の落ち込み、そういったもので法人の活動が低下。その影響で個人の所得も低下につながって個人府民税の減少につながっているという状況にあると認識している。景気動向を府の経済の観点からも厳しい。府財政運営にとっても厳しいものだとして認識している。

【原田】税への涵養を考えると今の不況問題、とくに輸出関連企業との関係が与えている。雇用問題、企業の振興での有り方など今の府政のあり方、振興のあり方の見直しが必要となって来るのではないか。経済政策としても、府民所得を増やす努力と取り組みが重要であるが、現状では府民の雇用状況は非正規雇用が全国的にも高い状況。この改善が求められる。京都府としての正規雇用・正社員の安定雇用あり方、方針はどう考えているのか。

【部長】税の涵養は重要な局面になっている。今年度は中小企業、府民を元気にする予算組んだ。中小企業はじめとする企業対策として、中小企業訪問しニーズ踏まえて支援している。雇用ではジョブパークで少しでも正規の雇用につながるように支援に取り組んでいる。

【原田】任天堂等の輸出企業が企業業績をあげて頂く事は必要だが、しかし安定的財源を確保する上で何よりも肝要なのは、75%が赤字経営と言われる中小企業等の振興をどう図り府税収入に寄与する様な施策の転換が必要ではないか。

これまでは元気、中小企業応援条例においても、強い企業への支援中心となっている。このあり方について京都府としてどう改善はかるのか。

【部長】今年度予算についてきちんと実行していくことも大事。仮に思うような成果があがりそうにならない場合は、来年度に向けてさらなる効果的な施策への振りかえを考えていきたい。必要であれば年度中でもさらなる取り組みを配慮していきたい。

【原田】努力したいという話でなくて具体的に今の中小企業応援隊では、1%の応援しかない。元気なところには大きな力添えをするということを以前言ったが、やはり圧倒的な中小企業の経営を税の涵養となるような対策を講じることが必要。ボトムアップをどうはかるかという努力を求めておく。

## 入札問題について

【原田】一昨年はスクールニューディールで本来中小企業への発注に心がけなければならない、京都府の発注が大手大企業の落札となり問題化した。建設土木の厳しい経営環境の元、地元企業の振興発展が地域経済の活性化、最低制限価格の入札額の張り付き等々の問題が噴出し、私達は一貫して公契約条例を求めてきたが、知事は公契約大綱を提案して来ました。入札の制限価格張り付き等の問題意識はどのような認識なのか。現場労働者の賃金水準、労働条件、今後の業界の展望をどのように考えているのか。その下で地元企業への発注への努力はどうなっているのか。

【姫野入札課長】建設業者の状況きびしいという認識にもとづき公契約大綱まとめあげ、さらに9月からさまざまな施策を実施している。賃料については元請け、下請けの適正化をさらに進める、としてこの9月から元請け指針として、一括発注の禁止、下請け規制などをおこなっている。そうした下請け労働者の相談窓口を発注期間ごとに設置している。

【原田】下請け価格は金がないとできない。中小企業の経営をどう守るかというあり方が必要ではないか。建設業界の人と話した。厳しい状況。京都府がこの間やってきたのは、平成9年から11年の「公共工事コスト縮減対策行動計画」で9.1%の削減、平成12年度から809%の削減、20年で8%の目標として取り組んできた。さらに23年から26年に「公共事業効率的実施プログラム」と目標10%に設定されているが、いまでも厳しいなかでこの目標が妥当なのか。見直しの検討は行われているのか。

【入札課長】厳しい状況認識している。建設業界と意見交換会実施した。

【原田】私も建設業協会会長さんとお会いして話している。さきほどの要望の件も今の深刻さにどう対応するのかが問われている。しっかりと中小企業支援、地域の貢献をお願いする。さらに教育委員会で漆・塗装装飾の仕事は全国でも京都で3社、他府県で1社の4社だけといわれているようだが、その1社が最近京都府の指定業者になったように聞かどうか。

【入札課長】バランスのとれた入札を目指している。いわゆる重文の登録では業者数が限られているのでこういう条件になっている。府外業者についても入札監視委員会でチェックしていただいている。

【原田】仏壇、仏具の業者たくさんいる。公契約大綱の中で地元発注、地元育成とっておきながら他のところを育成していいのか。それで守られるのか。問われるわけで、そのあり方をしっかりと見直しておくことが必要ということを指摘しておく。

## コンビニ納入について

【原田】府税のコンビニに納入について少し伺うが、収納コストにおいて、決算額3462万円となっている。府税事務所の統合が行われ府税事務所での納税が不便になるもとの、行政サービスの低下の合理化でコンビニ納税が行われて来ている。行政窓口の拡充こそが本来であろうと思う。コンビニ業者はほとんどが京都の業者。業者にきくと「これはほとんどサービス」といわれる。入札で契約されているが、各店頭の手数料はいくらか。

【中西税務課長】1件63円。

【原田】63円のうち各店にはいるのは30~40%。実際は十数円しか手元に残らない。契約は何年つづくのか。

【税務課長】3年契約で、来年まで。

【原田議員】この契約を府民のところにお金がおちる仕掛けを。契約時に今のあり方について見直し等を考えているか。

【渡部総務部理事】補足する。3400 万はシステム改修費を含んでいる。純粹にコンビニ委託業者に払われている額ではない。63 円には窓口にかかる費用とそのデーターをいただいて調定額とぶつける作業が含まれており、委員おっしゃるより高めの額となる。今後、9 月末に契約切れるので、入札にあたっては配慮したい。

【原田委員】コンビニの取り分は今いった内容になっているので改善も含めて次の契約時には検討を要望する。

## 迫委員の質問と答弁

### 基金の運用について

【迫祐仁委員】基金について伺う。「緑と文化の基金」、「地域福祉基金」とか、果実運用型のものは、基本的には現金として元本を置いたうえで、果実でやっていく原則は変わらない、これでいいのですか。

【松本財政課長】基金については取崩し型と果実運用型と便宜上分けているが、果実運用型は果実を活用していく。

【迫】たとえば、「緑と文化の基金」では、H22 年末 102 億 2000 万円あったが、23 年度中の取崩額は 13 億 3700 万円。23 年度末、現在の残高は 88 億 8260 万円ある。新総合資料館、教養・教育共同施設（府立 2 大学と工織）、植物園再生を含め文化環境局の基金です。本来は独自財源で行うべきではないか。多くの事業に取り崩しが行われているが、基金があるからと取り崩し型で事業を行っていくと基金そのものが枯渇するのではないか。

【財政課長】「緑と文化の基金」については設置目的に従って取り崩しをしている。

【迫】この基金は9月補正でも取り崩した。どこまで使っていくのか予定を聞きたい。

【財政課長】基金をどの程度活用するのか財政状況、政策の中身等勘案して決めていく。

【迫】いま多くの基金があるが、取崩しがわるいとは聞いていないのだが、取崩して使うというならば経済対策など府民のくらしと中小企業の底上げという点で計っていくことが大事だと思うが。

【財政課長】国からの経済対策基金も効果的な活用をしていると考えている。

【迫】基金運用的につかっていくという点で経済効果として「住宅リフォーム制度」こういうことにつかったらどうか。

【財政課長】私どもが設置している基金で委員ご指摘のような事業に活用できるというようには考えていない。

【迫】先ほど言ったが中小企業の底上げ府民の暮らしを守っていくという点でもう少し考えて、基金の使い方について考えてほしい。

### 府債残高について

次に府債残高について H22 年度 1 兆 6323 億円 H23 年度 1 兆 7169 億円、847 億円増えて過去最高になっている。

知事は、「記者会見で、臨時財政対策債が急激に増えている 23 年度は 841 億円 前年は 993 億円、かつて 250 億円のころに比べると大変重たくのしかかっている。」と述べている。臨時財政対策債の償還分が交付税で措置されると言っているが、地方交付税などが、減額されているもとので、府の財政運営で、他に影響が出てくるのではないか。

【財政課長】臨時財政対策債については償還時に 100%交付税措置されているということになっている。この額が増えることにより、財政状況に影響はあるというようには考えていない。

【迫】あとで返済されるということで後で府債を積み増ししていくことが問題だと思う。三位一体改革で地方財政が削減された影響が大きい。国に地方交付税の抜本的増額など地方への恒常的な財政支出を増額するよう求めるべき、いかがか。

【財政課長】確かに臨時財政対策債ということで見かけ上の府債残高が増えていくということで、本来的には地方交付税措置していただくものと、私どもも全国知事会通じて一般財源総額、交付税の増額を確保すると強力に要請しているところ。

【迫】要望しておく。

## 地方税機構について

【迫】次に府税の徴収について、京都府の税における徴収等は、国税徴収法や国税通則法が適用されますね。地方税機構でも同じなのか。

【渡部総務部理事】当然法律に基づいて実施している。

【迫】納税の猶予、地方税での徴収猶予がおこなわれているが、地方税機構では、基準はどうなっているのか。

【理事】地方税法に沿った形で同様に措置をされている。

【迫 代表質問でも「地方税機構」による乱暴な取り立てが行なわれていると指摘した。70歳代から80歳の3世帯4人で構成する高齢者家族で、うち2人は病気を抱え入退院を繰り返し医療費がかさみ滞納が生じた。4人の収入は生活保護基準並みで、医療費を払うのも精一杯で税金の滞納が生じたケース。滞納者の生活状況について、聞き取りを行ったのかとの質問に対し、「滞納者の生活状況をこれによって把握するという調査はというものはない」として、本人から直接調査していない。さらに、「調査をすればそれで滞納者の事情をすべて把握できるものではない」としている。これは裏を返せば「調査は無意味」と聞こえるがいかがか。

【理事】個別事案は答えられないが、まったく納税者の状況を聞く、または調査をせずに滞納処分をするということはない。

【迫】私は直接話を聞いたが突然通知がきたと。滞納処分の。税機構の基準にのっとった形ではない。

【理事】地方税機構だからどうだ、府だからどうだ、ということではなくて、税の徴収にあたっては地方税法にのっとっておこなっている。地方税機構の個別の事案は府とは別の地方自治団体なので、議会もあるのでそちらのほうで問い合わせをいただきたい。

【迫】税機構（議会質問）で「一般的な指針の運用から、滞納者の居住する土地家屋は差し押さえ可能財産から除外するとされているがその通りでいいのか」と運用のあり方を聞いている中で、「処分停止にあたらぬと判断した場合、自宅でも差し押さえる場合もある」といわれているが、その判断はきちんとされずに機械的に差し押さえを行っているのではないかと危惧する。指針の位置づけはどうなっているのか。

【理事】指針は機構が運営上作っているものを指していると思うのだが、機構が指針に沿って実施をされているという部分について法律に抵触しているのであれば別だが、府の立場で申し上げるということはない。

【迫】税機構つくったのは京都府。滞納整理の機構だということだが、府民への責任、説明する責任がある。

【理事】機構が処分したことは機構で府民に説明することだということ。

【迫】徴収の関係でも税機構の中身が書いてある。合わせて、滞納処分の件数が前年度に比べて倍になっている。本来、滞納処分をおこなうべきではなくて、自治体が生活支援をおこなっていくべき事例が数多くあるのではないか。税機構の職員自体も事案を多く抱えている。勤務時間内で府民の生活を聞く状況になってないのが実態。そのへんでは機構との関係でも府がどういう風になっているのかと、そう

いうことも含めて聞いていかなければならないのではないか。

【理事】機構がなにか困っているとかそういう話があれば私どものほうも聞かせていただく。各構成団体の一員として運営上支障があれば言うべきことは言わしていただきたい。

【迫】先ほどの能勢委員の答弁のなかでも個人府民税ということで、滞納については機構に移管して徴収率もあがってきているとおっしゃっていた。そういう意味で機構との関係では府の責任がある。しっかり答弁してほしい。

【理事】まったく知らないよということではなくて、機構にたいして言うべきことは言わしていただくが、徴収部分については機構に移管をしてしっかりとした実務をやっている。いまはなにか言うということは思っていない。

【迫】実際どうなったのかということをお府から機構のほうに積極的に諮って行っていただきたい。

【理事】前の議会で知事も答えさせていただいたとおり、個別事案については守秘義務があるのでお聞きできない。適切に業務については執行されていると聞いている。これ以上個別案件については聞けない。

【迫】対応がきっちりされていないということをお私は言っている。

それと、国税庁は、差し押さえをする前に「納税者と十分相談し分割納付など実情に応じた対応をする」国会質問でも答弁している。そういう意味で税機構の在り方ということが問われてくる。強権的な徴収や滞納整理をやめるべきだと要望する。

それと、京都経済が落ち込んでいることで、府税収入が落ち込んでいる、この要因がどこにあるのか、深く検討してほしい。京都府の99%を占めている地場や中小企業の担税力を引き上げる地域循環型の経済対策をすすめていくことが必要だと要望して終わる。